

下関市認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金交付要綱

下関市認知症高齢者見守り支援機器購入費補助金交付要綱（平成29年7月14日制定）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この要綱は、認知症による徘徊^{はいかい}のおそれがある高齢者の安全を確保し、並びに当該高齢者の家族等の身体的及び精神的負担の軽減を図るため、当該家族等が位置情報サービスを利用しようとする場合の費用に係る補助金（以下「補助金」という。）の交付等について、必要な事項を定めるものとする。
（定義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 認知症高齢者 市内に住所を有するおおむね65歳以上の者（医療機関に入院している者及び老人福祉法（昭和38年法律第133号）第5条の3に規定する老人福祉施設、同法第29条第1項に規定する有料老人ホーム等に入所し、又は入居している者を除く。）であって、次のいずれかの要件に該当するものをいう。

ア 認知症高齢者サポーターメールの配信の対象となつたことがある者

イ 認知症高齢者の日常生活自立度判定基準（平成5年10月26日付け老健第135号厚生省老人保健福祉局長通知）のランクがⅡ以上である者

ウ 地域包括支援センターその他の関係機関又は関係者からの聞き取り等により、認知症の症状があると市長が認めた者

(2) 見守り支援機器 GPS（人工衛星を利用し、測位するシステムをいう。以下同じ。）により、位置情報を定期的に発信する携帯型の端末（GPSの機能を有するスマートフォン及び携帯電話を除く。）をいう。

(3) 位置情報サービス 家族等からの求めに応じて、GPSにより、認知症高齢者が携帯する見守り支援機器の位置情報を提供するサービスをいう。
（補助金の交付対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「交付対象者」という。）は、位置情報サービスを利用するために見守り支援機器（附属機器を含む。）の購入又はレンタルに要した費用を負担した者とする。

（補助金の額等）

第4条 補助金の交付対象となる費用（以下「補助対象費用」という。）は、見守り支援機器の購入又はレンタルに係る別表に定める費用とする。

2 補助金の額は、別表に掲げる額とする。

3 補助金の交付は、見守り支援機器の利用の対象となる者（以下「利用対象者」という。）1人当たり見守り支援機器の購入又はレンタルのいずれかにつき1回とする。

4 前3項の規定にかかわらず、見守り支援機器のレンタルに係る補助金について、見守り支援機器本体のレンタルを開始した日の属する月の翌月の初日から起算したレンタルの期間が1月に満たない場合は、補助金を交付しないものとする。

（交付申請及び交付決定等）

第5条 補助金の交付を申請しようとする交付対象者は、見守り支援機器の購入日又はレンタルを開始した日から起算して6月以内に認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に、次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 補助対象費用の支払を証する書類の写し

(2) 見守り支援機器及び位置情報サービス（以下「見守り支援機器等」という。）の利用に係る契約書等の写し

(3) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定により申請書の提出を受けた場合において、その内容を審査し、適当であると認めるときは、予算の範囲内において、補助金の交付決定及び額の確定を行い、その旨を認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金交付決定通知書兼確定通知書（様式第2号）により、当該交付対象者に通知するものとする。

3 市長は、前項の規定による審査により補助金の交付が適当でないと認めるときは、補助金を交付しない旨を当該交付対象者に通知するものとする。

（交付の条件）

第6条 市長は、前条第2項の規定により補助金の交付決定及び額の確定をする場合に、次に掲げる条件を付すものとする。

(1) 見守り支援機器が正常に機能するよう、充電状況等を管理すること。

(2) 見守り支援機器の運用について、この要綱の規定及び市長の指示に従うこと。

(3) 申請内容が変更となったときは、第10条の変更届を提出すること。

（補助金の交付請求）

第7条 第5条第2項の規定による通知を受けた交付対象者（以下「交付決定者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金請求書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第8条 市長は、前条の規定により請求書の提出を受けた場合において、これを審査し、適当であると認めるときは、当該交付決定者に当該請求額を交付

するものとする。

(交付決定の取消し等)

第9条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき、又は市長の指示に従わなかったとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。
- (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。
- (5) その他市長が補助金を交付することが適当でないとしたとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る部分に関し、既に補助金を交付しているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(変更届)

第10条 交付決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その旨を変更届(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 利用対象者が転居等をしたとき。
- (2) 見守り支援機器等の利用の契約を解除したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、申請内容に変更があるとき。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年2月27日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正前の下関市認知症高齢者見守り支援機器購入費補助金交付要綱に基づき交付を決定した補助金については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和3年4月14日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際、この要綱による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

別表（第4条関係）

区分	補助対象費用	補助金の額
見守り支援機器の購入	ア 見守り支援機器の利用を開始する際に要する手数料 イ 見守り支援機器本体の購入費 ウ 充電器等の見守り支援機器の使用に必要不可欠な附属機器の購入費	補助対象費用の2分の1の額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、13,000円を上限とする。
見守り支援機器のレンタル	ア 見守り支援機器の利用を開始する際に要する手数料 イ 見守り支援機器本体の賃借料（1月分） ウ 充電器等の見守り支援機器の使用に必要不可欠な附属機器の賃借料（1月分） エ 見守り支援機器を利用する際に要する通信料等の毎月必要な費用（1月分）	補助対象費用の全額（当該額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）。ただし、5,500円を上限とする。

様式第1号（第5条関係）

認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金交付申請書

年 月 日

（宛先） 下関市長

申請者 住所
氏名
連絡先（ — — ）

下関市認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

なお、補助金の交付決定を受けた場合には、市が、利用対象者の見守り支援として、必要に応じて、その決定した内容を介護保険法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターその他の関係機関に対して通知することに同意します。

補助金申請額	金 円
利用対象者 （認知症高齢者）	住 所 氏 名 年齢（ 歳） 連絡先 — —
主に見守る者 （運用支援者）	住 所 氏 名 利用対象者との関係（ ） 連絡先 — —

添付書類

- (1) 補助対象費用の支払を証する書類の写し
- (2) 見守り支援機器等の利用に係る契約書等の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第5条関係）

第 号
年 月 日

申請者 様

下関市長



認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金交付決定通知書兼確定通知書

年 月 日付けで申請のあった下関市認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金については、下記のとおり交付決定及び額の確定をしたので通知します。

記

1 補助金交付確定額 金 円

2 交付条件

- (1) 見守り支援機器が正常に機能するよう、充電状況等を管理すること。
- (2) 見守り支援機器の運用について、下関市認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金交付要綱の規定及び市長の指示に従うこと。
- (3) 申請内容が変更となったときは、変更届を提出すること。

3 その他

前項の条件に違反したときは、補助金の交付決定及び額の確定を取り消し、補助金の全額又は一部を返還させることがあります。

様式第3号（第7条関係）

認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金請求書

年 月 日

（宛先）下関市長

交付決定者 住所
氏名
連絡先（ — — ）

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定の通知がありました下関市認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金について、下記のとおり交付されるよう請求します。

記

1 請求額 金 _____ 円

2 振込先

金融機関名		銀行 信用金庫 組合		本店 支店(所) 出張所
口座種別	普通 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

様式第4号（第10条関係）

変 更 届

年 月 日

（宛先）下関市長

届出者 住所

氏名

連絡先（ — — ）

年 月 日付け 第 号で交付決定及び額の確定の通知を受けた下関市認知症高齢者見守り支援機器購入費等補助金に係る見守り支援機器の利用対象者等について変更がありましたので、次のとおり届け出ます。

変更事由	変更内容
(1) 利用対象者の転居等	(変更前)
(2) 見守り支援機器等の利用契約の解除	(変更後)
(3) その他の申請内容の変更	

※ 該当する「変更事由」欄の番号に、○印を付けてください。

※ 「変更内容」欄に、具体的な変更内容を記入してください。